


| | | | |
|---|---------------------------|--|--------------------------|
| 様式1 厚木市報道資料 | | 発 信 日 | |
|  (制度、その他一般等) | | 令和8年3月23日 | |
| 市街地での客引き行為に対する規制を強化 | | | |
| 1 | 概 要 | <p>接待飲食店や性風俗店による中心市街地での勧誘行為を制限する「市客引き行為等防止条例」の対象に居酒屋やカラオケ店などを追加し、4月1日から客引き行為に対する取り締まりを強化します。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規制対象となる指定営業の範囲を拡大 規制対象外だった居酒屋やカラオケ店などを新たに追加し、当該事業者による客引き行為などを禁止します。 2 客引きによって得た客の入店を禁止 3 市職員による店舗などへの立ち入り調査権限を規定 4 罰則の対象を拡大 罰則（5万円以下の過料）の対象に、質問への応答拒否、虚偽の応答、立ち入り調査の拒否を追加しました。 | |
| 2 | 目 的 | 市民や来街者に不安を与え、迷惑をかける客引き行為などを取り締まり、市街地の安心・安全な利用環境を確保します。 | |
| 3 | 背 景 | 昨年2月に実施したアンケートで、約9割の市民が「居酒屋などの客引きを規制する必要がある」と回答。本厚木駅周辺の指定業種以外による客引き行為が、市街地の安心・安全を確保する上で課題となっていました。 | |
| 4 | PRしたい内容、セールスポイント、前回との違いなど | <ul style="list-style-type: none"> ・客引きをパトロールする指導員（警察OB）の定数を10人から13人に増員します。 ・規制の強化を周知するため、店舗へのちらし配布や訪問、関係団体への説明を実施。自治会を通じた市民への周知も行います。 ・4月1日には市、厚木警察署、地元自治会、商店会、防犯ボランティアなどによる周知・啓発パトロールを行います。 <ol style="list-style-type: none"> 1 日時 令和8年4月1日（水）午後5時から 2 内容 制度の周知に向け、本厚木駅北口広場から厚木一番街商店街までをパトロール | |
| 5 | 添付資料 | 周知ちらし | |
| 6 | 本資料の問合せ先 | 部課名 | 市民交流部 暮らし交通安全課（課長 米永 勝矢） |
| | | 電話 | （046）225－2867 |

厚木市客引き行為等防止条例の一部改正について

令和7年12月22日公布、令和8年4月1日施行

1 改正の目的

近年、本条例の指定営業に含まれていない居酒屋、カラオケ店などの業種の従業員が主に本厚木駅周辺や厚木一番街において客引き行為等を活発に行うようになり、それについて市民の方から対応や取締りを求める要望等が数多く届くようになりました。

そこで、市民の皆様が安心して歩ける本厚木駅周辺の環境を実現するため、条例の一部改正を行うものです。

2 改正概要

(1) 指定営業の拡大

指定営業を、次に掲げる営業とします。

- 接待飲食等営業（キャバクラなど）
- 性風俗関連特殊営業（ファッションヘルスなど）
- 専ら異性をして人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供を行う営業（マッサージ店など）

- **追加** 酒類提供飲食店
(居酒屋、ガールズバーなど)



- **追加** カラオケ店



公共の場所において、次の「客引き行為等」をしてはいけません。

ア 指定営業の客となるように行う勧誘【**客引き行為**】

イ 指定営業の情報の提供に係る勧誘【**情報提供**】

ウ 指定営業又は性的好奇心をそそる写真、映像等を撮影するための被写体となる行為の役務に従事させる目的で行う勧誘【**スカウト行為**】

エ 拒絶の意思を示している者に対し、執ように行う勧誘（アからウまでに掲げる勧誘を除く。）

オ アからウまでに掲げる勧誘を行う目的で、うろつき、とどまり、又はたむろする行為



(2) **追加** 客引き行為等を用いた営業の禁止

事業者は、公共の場所において客引き行為等（ウ及びオに掲げる行為を除く。）をした者又は当該客引き行為等に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客として当該事業者の店舗に立ち入らせてはいけません。

客引き行為等をした者が店舗の従業員であるか、フリーの客引き行為者であるかは問いません。



また、事業者は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(3) **立入調査権限の付与**

市職員は、指導等の施行に必要な限度において、次に掲げる措置を行うことができます。

○ 質問等

質問その他当該違反行為を明らかにするために必要な行為をすること。

○ **追加** **立入調査**

当該事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査すること。



(4) **罰則の強化**

次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処します。

○ 勧告を受けた者であって、当該勧告に従わないもの

○ **追加** 「質問」に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は「立入調査」を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

条文等詳細は、
厚木市ホームページを御覧
ください。



【問合せ先】

厚木市くらし交通安全課

TEL 046-225-2148

FAX 046-221-0260

メール 3400@city.atsugi.kanagawa.jp